

山口県報

平成 27 年
5 月 1 日
(金曜日)

目 次

○告示

特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準を定める告示に基づく区域の指定に関する告示の一部改正（環境政策課）……………

振動規制法施行規則別表第一付表第一号の規定に基づく区域の指定に関する告示の一部改正（環境政策課）……………

救急病院の認定（医療政策課）……………

土地改良区定款変更の認可（農村整備課）……………

指定施業要件の変更予定保安林（森林整備課）……………

遊漁規則の変更認可（水産振興課）……………

○公告

県営鑄銭司新堤地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧（農村整備課）……………

○公安委公告

契約の締結……………

山口県告示第百六十二号

特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準を定める告示に基づく区域の指定に関する告示（昭和五十年山口県告示第三百九号の五）の一部を次のように改正する。

平成二十七年五月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

第二号中「図書館並びに」を「図書館、」に改め、「特別養護老人ホーム」の下に

「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

山口県告示第百六十三号

振動規制法施行規則別表第一付表第一号の規定に基づく区域の指定に関する告示（昭和五十三年山口県告示第三百七十号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年五月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

第二号中「図書館並びに」を「図書館、」に改め、「特別養護老人ホーム」の下に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

山口県告示第百六十四号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十七年五月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 称	所 在 地	認 定 が 効 力 を 有 す る 期 限
独立行政法人国立病院 機構専門医療センター	下関市長府外浦町一番一号	平成三〇、四、一四

山口県告示第百六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成二十七年五月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

土地改良区の名称

認可年月日

下関市菊川町土地改良区

平成二七、四、二一

山口県告示第百六十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である旨の通知があった。

平成二十七年五月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的保安林の指定をする件(平成元年農林水産省告示第百六十四号(一)に係るものに限る。)(及び保安林の指定をする件(平成元年農林水産省告示第百九十三号(一)に係るものに限る。)(に定めるところによる。

二 変更に係る指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

変更しない。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市経済産業部農林政策課に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

山口市徳地柚木字大藤六二五の二、六二七の一、六二七第一、六二七の三、徳地堀字東島六六七から六七一まで、六七二の一、六七二の三、六七三、六七五、六七六、六七八、六七九、六七九第一、六七九第二、六八〇、字伏野一四〇五、阿知須字彦地山一九七一の一(次の図に示す部分に限る。)、一九七一の二、一九七二(次の図に示す部分に限る。)、字船ヶ迫二一五一の一、二一五二、字堀切二二二〇の三五、字焼野道ヨリ南山二四二三の七一、二四二三の七五、二四二三の七六、二四二三の八〇から二四二三の九三まで、二四二三の九四(次の図に示す部分に限る。)、二四二三の九六、二四二三の一〇七、二四二三の一〇八、二四二三の一四四から二四二三の一四六まで、二四二三の一四八から二四二三の一五〇まで、二四二三の一三七(次の図に示す部分に限る。)、二四二三の一三八から二四二三の一四二まで、二四二三の一

四六、二四二三の一四七、二四二三の一五九から二四二三の一六二まで、二四二三の一七八、二四二三の一八〇から二四二三の一八二まで、二四二三の一八四、二四二三の一八六から二四二三の一八八まで、二四二三の一九〇、二四二三の一九一、二四二三の一九五から二四二三の一九七まで

防府市大字下右田字城山三〇の三九、三〇の四四、大字奈美字岩竹三九五の一
二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
防府市大字下右田字城山三〇の三九・三〇の四四(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百六十七号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百九条第三項の規定に基づき、遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

平成二十七年五月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 漁業権者の名称及び住所

樫野川漁業協同組合 山口市平井三四〇の一

二 漁業権の免許番号

内共第八号

三 変更の内容

遊漁料の額

か に 籠、箱	うなぎ、こい、ふな、やい、は										あゆ、こい、ふな		あゆ	魚種	変 更 前		
	手釣(うなぎに限り、かつ、投込み釣を除く)を使用するものを除く。					手釣(うなぎに限り、かつ、投込み釣に限る)を使用するものに限る。					石倉 <small>いしくら</small>	籠、箱	投網	竿釣、たも網		漁具、漁法	
大 人	中 学 生		大 人		中 学 生 以 下 的 者		大 人		大 人	中 学 生 以 下 的 者	大 人	大 人	中 学 生 以 下 的 者		大 人	区 遊 漁 者 分	
一 年	一 年	一 日	一 年	一 日	一 年	一 日	一 年	一 日	一 年	一 年	一 年	一 年	一 日	一 年	一 日	期 間	
六千円	千五百円	五百円	三千円	五百円	二千二百円	七百円	四千五百円	千五百円	五千円に石倉の数に五百円を乗じて得た額を四五千五百円に加算した額	三千円	六千円	七千五百円	二千二百円	七百円	四千五百円	千五百円	遊 漁 料

あゆ、こい、ふな	あゆ										あゆ	魚種	変 更 後				
投網	中 学 生 以 下 的 者					大 人					竿釣、たも網	漁具、漁法					
大 人	中 学 生 以 下 的 者		大 人		中 学 生 以 下 的 者		大 人		大 人	中 学 生 以 下 的 者	大 人	中 学 生 以 下 的 者		大 人	区 遊 漁 者 分		
一 年	一 年	一 日	一 年	一 日	一 年	一 日	一 年	一 日	一 年	一 年	一 年	一 日	一 年	一 日	期 間		
七千五百円	二千七百円	七百円	五千五百円	千五百円	二千二百円	七百円	四千五百円	千五百円	五千円に石倉の数に五百円を乗じて得た額を四五千五百円に加算した額	三千円	六千円	七千五百円	二千二百円	七百円	四千五百円	千五百円	遊 漁 料
<p>備考</p> <p>1 小学生以下の者は手釣又は竿釣に限り無料とし、肢体不自由者の遊漁料の額は年券については当該遊漁料の額の五割に相当する額とする。</p> <p>2 特定の魚種を特定の漁具又は漁法により採捕するために遊漁料を納付した者が、当該納付に係る期間と同一の期間において新たに他の魚種を採捕し、又は他の漁具若しくは漁法により採捕しようとする場合(3)に規定する場合を除く。)において、新たに行おうとする遊漁に係る遊漁料の額が既に納付した遊漁料の額以下であるときは、遊漁料の納付を要しない。</p> <p>3 特定の魚種を特定の漁具又は漁法により採捕するために一年分の遊漁料を納付した者(うなぎ、こい、はや又はふなを手釣(投込み釣を除く。)又は竿釣(リールを使用するものを除く。)により採捕するために遊漁料を納付した者を除く。)が、当該納付に係る期間と同一の期間において新たにうなぎを籠若しくは箱により、うなぎを石倉により、又はかきを籠若しくは箱により採捕しようとする場合の遊漁料の額は、前記の遊漁料の額から大人は四千五百円、中学生以下の者は二千二百円を控除した金額とする。</p>																	

備考 1 小学生以下の者は手釣又は竿釣に限り無料とし、肢体不自由者の遊漁料の額は年券については当該遊漁料の額の五割に相当する額とする。 2 特定の魚種を特定の漁具又は漁法により採捕するために遊漁料を納付した者が、当該納付	ます 竿釣		かに 籠、箱		うなぎ、 こい、は や、ふな 手釣(うなぎに限り、 かつ、投込み釣を除く)、 竿釣(リールを使用するものを除く)。 手釣(うなぎに限り、 かつ、投込み釣に限る)、 竿釣(リールを使用するものに限り、 たも網)						うなぎ 籠、箱					
	中学生		大人		中学生以下 の者		大人		中学生以下 の者		大人		中学生以下 の者		大人	
	一年	一日	一年	一日	一年	一年	一年	一日	一年	一日	一年	一日	一年	一年	一年	一年
	二千七百円		七百円		五千五百円		千五百円		三千二百円		七千円		五千五百円		千五百円	
													石倉の数に五百円を乗じて得た額を五千五百円に加算した額		七千円	

に保る期間と同一の期間において新たに他の魚種を採捕し、又は他の漁具若しくは漁法により採捕しようとする場合(3に規定する場合を除く。)において、新たに行おうとする遊漁に係る遊漁料の額が既に納付した遊漁料の額以下であるときは、遊漁料の納付を要しない。
3 特定の魚種を特定の漁具又は漁法により採捕するために一年分の遊漁料を納付した者(うなぎ、こい、はや又はふなを手釣(投込み釣を除く。)又は竿釣(リールを使用するものを除く。))により採捕するために遊漁料を納付した者を除く。)が、当該納付に係る期間と同一の期間において新たにうなぎを籠若しくは箱により、うなぎを石倉により、又はかにを籠若しくは箱により採捕しようとする場合の遊漁料の額は、前記の遊漁料の額から大人は五千五百円、中学生以下の者は二千七百円を控除した金額とする。

四 変更後の遊漁規則の施行の日
平成二十七年三月三十一日



(一四六) 県営鑄銭司新堤地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営鑄銭司新堤地区農村地域防災減災事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。
平成二十七年五月一日

山口県知事 村岡 副政

- 一 縦覧に供する書類
県営鑄銭司新堤地区農村地域防災減災事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十七年五月七日から同月二十六日まで
- 三 縦覧の場所
山口県農林水産部農村整備課



公 告
契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十七年五月一日

山口県知事 村岡 副政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る物品等の名称及び予定数量
ガソリン 二百八十一キロリットル
- 三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
平成二十七年三月二十五日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
富士商株式会社 山陽小野田市稲荷町一〇番三三号
- 六 落札金額
一リットル当たり百二十一円九十三銭
- 七 入札公告日
平成二十七年二月十三日
- 八 その他
 - (一) 契約担当者
山口県知事 村岡 副政
 - (二) 調達方法
購入
 - (三) 落札方式
最低価格

平成二十七年五月一日印刷
發行

發行
行人所

山口
山口
県
知事
庁